

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日が休日)
昭和四十二年十一月九日

氏名	住所	登録の記号	登録の年月日
小笠原 坦	境港市 米川町六七	鳥医 一二八九	昭和四十二年十一月九日
津江 满磨	米子市 花園町四〇	" 一二九〇	"
小須賀 克	境港市 上道町一八六	" 一二九一	"

鳥取県告示第七百三十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十一月二十日から施行する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

宮崎県	東京都	群馬県	山梨県	福岡県	鹿児島県	福島県	滋賀県
山形県	大分県	和歌山県	福井県	北海道	秋田県	佐賀県	熊本県
奈良県	静岡県	高知県	栃木県	山口県	三重県		

鳥取県告示第七百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規定に基づき、昭和四十二年十一月八日認可したので、同法第九十五条第
四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県告示第七五三十七号

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第二項の規定に基
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通
知があつたので、同法同条第三項の規定による告示する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

乙種第4類

鳥取県知事 石 破 一 朗
昭和42年11月21日

氏 名

沢 汝	良 正	興 明	一
山 前	正	信 德	興
民 田	正	寿 美	明
山 懸	正	博 子	寿
浦 北	茂 敏	憲 学	美
大 泥	一 敏	進 幸	博
橋 中	康 重	矩 谷	正
河 本	利 章	根 寿	義
藤 本	工 勝	正 寿	則
澗 本	跳 雀	枝 男	
林 中	篤 幸	一 郎	
田 根	木 夏	建 成	
高 村	尾 箕		
民 谷	青 夏		
	木 統		
	尾 一		
	木 部		
	安 安		
	貞 実		
	夫 雄		
	一 春		
	勝 功		
	雄 男		
	寿 一		
	春 行		
	美 美		

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市本町四丁目 一四番地	鳥取市寿町七八四ノ三	く・〇〇メートル 四・〇メートル
田 中 宣 二	七八四の一部	四・〇〇メートル 延長四〇メートル

七九〇の一部

七九一の一部

昭和42年11月8日行なつた危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとお
りである。

村	山	田	平	見	田	司	本	田	沢	根	一	文	生	俊	幸	藏	夫	敬	長	寛	朗	二	男	平	安				
大	山	樹	戸	四	橋	落	齊	高	勝	坂	大	森	浦	金	徳	橋	和	法	角	田	中	川	浜	田	中	川			
田	田	田	井	本	合	藤	田	原	木	村	田	瀬	田	丸	尾	田	西	中	野	上	田	垣	野	中	村	中	谷		
始	美	明	也	三	司	孝	三	夫	夫	子	昌	雄	二	勲	子	福	郎	愛	工	喜	正	郎	板	湯	田	田	桐	藤	
田	田	田	井	本	合	藤	田	原	木	村	田	瀬	田	丸	尾	田	西	中	野	上	田	垣	野	中	村	中	谷	板	
垣	野	中	村	中	谷	原	島	瀬	田	本	部	原	下	田	辺	藤	西	藤	塚	倉	孝	武	彦	春	夫	雄	治	生	
垣	野	口	芳	夫	夫	澤	昭	二	良	敏	美	仁	年	忍	進	之	晋	男	久	朴	一	弘	稔	子	弘	雍	人	一	治
垣	野	口	垣	文	正	勝	俊	利	二	勝	貞	源	總	一	俊	坦	志	雄	次	一	俊	朗	宣	彦	健	義	光	犀	弘
垣	野	口	芳	夫	夫	澤	昭	二	良	敏	美	仁	年	忍	進	之	晋	男	久	朴	一	弘	稔	子	弘	雍	人	一	治
垣	野	口	芳	夫	夫	澤	昭	二	良	敏	美	仁	年	忍	進	之	晋	男	久	朴	一	弘	稔	子	弘	雍	人	一	治

高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条2項の規定により、昭和42年度第3回高压ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和42年11月21日

1 試験の種類、科目及び時間

鳥取県知事 石 破 二 朗

試験の種類	試験の科目	試験の時間
高压ガス第2種販売主任者に係る試験	高压ガスの取締りに関する法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から10時30分まで 10時40分から12時10分まで

鳥取県公報

火曜日

昭和42年11月21日

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和42年12月10日（日曜日）

- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験年齢

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工指導課に昭和42年11月21日提出してください。

(1) 受験願書

高圧ガス作業主任者試験および高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）別表第3の様式によること。

(2) 履歴書

規則別表第4の様式によること。

(3) 写真

手写形とし、出願前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像のものを願書にはりつけること。

(注) 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工指導課及び鳥取県L.P.ガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和42年11月21日から昭和42年11月28日まで

6 受験票
受験願書を提出した者には、受験票を交付する。